

BConnectionデジタルトレードサービス利用規約【現改比較表】2021年4月26日現在

～2021年4月25日

2021年4月26日～

第3条 定義

(1) ～(3) (略)

(4) 「利用開始日」とは、当社が契約者と契約時に合意した、本サービスを構成する各サービスの提供開始日をいいます。なお、利用開始日は本契約成立から1か月後以降とします。

(5) 「月額利用料」とは、「別紙 料金表」に基づき算出されるアプリサービスに係る契約金額（以下「アプリサービス契約金額」といいます。）を24で除した金額をいい、契約者は、第5条第1項に定めるアプリサービス契約期間においてアプリサービス契約金額を月々分割して支払うものとします。

第17条 データの確認・複製

1～2 (略)

3 契約者は、当社が、[Tradeshift Incから、Tradeshift IncがTradeshift規約に基づき保有する契約者のデータ（Tradeshift規約に定める「顧客データ」を指し、以下、本規約においても「顧客データ」といいます。）の提供を受けること](#)を許諾します。当社は、当社の指定するタイミングで、[Tradeshift Incの定める方法により、Tradeshift Incから顧客データの提供を受け、保存](#)します。

第3条 定義

(1) ～(3) (略)

(4) 「顧客データ」とは、[Tradeshift規約に定める「顧客データ」を指し、Tradeshift IncがTradeshift規約に基づき保存する契約者のデータ（Tradeshift Incにて付与したテナント及びユーザーに関する情報を含みますがこれらに限られません）](#)をいいます。

(5) 「利用開始日」とは、当社が契約者と契約時に合意した、本サービスを構成する各サービスの提供開始日をいいます。なお、利用開始日は本契約成立から1か月後以降とします。

(6) 「月額利用料」とは、「別紙 料金表」に基づき算出されるアプリサービスに係る契約金額（以下「アプリサービス契約金額」といいます。）を24で除した金額をいい、契約者は、第5条第1項に定めるアプリサービス契約期間においてアプリサービス契約金額を月々分割して支払うものとします。

第17条 データの確認・複製

1～2 (略)

3 契約者は、当社が、[顧客データを確認、複写又は複製すること](#)を許諾します。当社は、当社の指定するタイミングで、[顧客データを保存](#)します。

<p>第20条 責任の制限</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 前4項の規定にかかわらず、TradeshiftにおいてTradeshift Incの責に起因して契約者に生じた損害については、Tradeshift規約が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第20条 責任の制限</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 (削除)</u></p>
	<p><u>附 則 (令和3年4月15日 A P S 2 サ第00776097号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年4月26日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>